

別紙2

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

【一〇六の二略】

六の三 ローカル5G（設備規則第三条第四号の七の二に規定するローカル5Gをいう。以下同

じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性

1| 二八・二GHzを超え二八・三GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備

(1)| 感度

ア| 基地局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が基準感度（（一）八〇・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ| 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））
二八・二を超え二八・三以下	五〇	（一）八三
	一〇〇	（一）八〇

(2)|

ア| 基地局のブロッキング特性

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三三デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	妨害波の周波数幅（MHz）
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	一一五	五〇

イ| 陸上移動局のブロッキング特性

(ア)| 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合に

【一〇六の二 同上】
【新設】

において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇〇	一〇〇	一〇〇

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(3)

ア 隣接チャンネル選択度

隣接チャンネル選択度

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より二七・七デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ 陸上移動局の隣接チャンネル選択度

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	四九・二九	五〇
一〇〇	七四・三一	五〇

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	五〇	五〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャ

ネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を希望波の受信電力の総和より二・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇〇	一〇〇	一〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(4) 相互変調特性(基地局の受信設備に限る。)

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ基準感度より二五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	三二・五	六五	五〇
一〇〇	五六・八八	九〇	五〇

〔七〇二十三 略〕

〔七〇二十三 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。